

川崎市

令和6年度 第2回
川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

川崎市における 高齢者虐待認定事例について

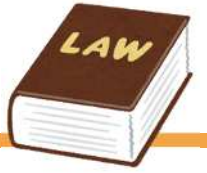
健康福祉局長寿社会部
高齢者事業推進課事業者指導係

目次

- 1 高齢者虐待について
- 2 川崎市における高齢者虐待認定事例
 - (1) 身体的虐待
 - (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
 - (3) 心理的虐待
- 3 市町村への通報義務について
- 4 虐待防止等に関する減算について



1 高齢者虐待について



○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（通称：高齢者虐待防止法）

目的

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護等を定めることにより、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

・ 高齢者虐待

= ①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待

・ 高齢者

= 65歳以上の者（平成24年10月～ 65歳未満の養介護施設・事業所利用の障害者等も含む）

・ 養介護施設従事者等

= 老人福祉法及び介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

※直接介護サービスを提供しない者（管理者や事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職員も含まれます。

・ 高齢者虐待の類型（詳細はp,4）

= ①身体的虐待, ②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）, ③心理的虐待, ④性的虐待, ⑤経済的虐待

1 高齢者虐待について

養介護事業者等による高齢者虐待の類型

	定義	具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること	①暴力的行為 ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など養護を著しく怠ること	①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ⑤その他職務上の義務を怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	①威嚇的な発言、態度 ②侮辱的な発言、態度 ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ⑥その他
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

2 川崎市における高齢者虐待認定事例

(1) 身体的虐待

介護施設

ベッドからの転落リスクがある利用者について、職員個人の判断で4点柵を使用した。後日その旨を管理者に報告したが、管理者も適切な手続きの案内等、必要な指導を行わず、次第に複数職員がこのような対応を行うようになっていた。

ポイント

○緊急やむを得ない場合の判断

身体的拘束は「本人の行動を当人以外の者が制限すること」

緊急やむを得ない場合であるかどうかを確認する等の手続きは極めて慎重に行う必要があり、第三者（管理者や家族、行政等）から理解を得た＝身体拘束可能 ではありません。

2 川崎市における高齢者虐待認定事例

○緊急やむを得ない場合の3要件

①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる必要が著しく高いこと

②非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無いこと

③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※3点すべてを満たすことが定められており、1つでも要件を満たさない場合は「**高齢者虐待**」

※緊急やむを得ない場合はあくまで「**例外的な緊急対応措置**」

○やむを得ず身体的拘束等を行う場合

- ・3要件を満たすかどうかは担当のスタッフ個人（または数名）では行わず、**事業所全体の見解や関係機関の見解を踏まえた上で判断**する。
- ・利用者本人や家族に対し、身体的拘束等の**内容・目的・理由・拘束時間・期間等**を詳細に説明するとともに、十分な理解を得る。仮に事前に了解を得ていたとしても、身体拘束を行う時点で必ず個別に説明する。
- ・身体拘束を行っている間も、緊急やむを得ない場合に該当しているかどうかを**常に観察・再検討**する
- ・実施の際は**利用者の態様・実施時間・心身の状況**及び**緊急やむを得ない理由**を記録しなければならない。

2 川崎市における高齢者虐待認定事例

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

介護施設

夜間帯、利用者が複数回ナースコールを鳴らしていたにもかかわらず、ナースコールを鳴らした理由の確認も行わず、訪室もしていなかった様子が、居室の監視カメラの映像で確認された。

ポイント

○ナースコールの対応

特定の利用者からのナースコール頻回により業務に支障が出ている場合は、職員個人ではなく、フロアや施設全体で対応を検討し、ナースコールを無視してしまう状況を防ぐ必要があります。

< 好事例 >

- ・ 寂しさからナースコールを押してしまう
⇒ 同じような利用者を同室にすることで職員の訪室頻度が増え、安心感を確保する
- ・ ベッド上での排泄介助直後に排尿の訴えでコールを押す傾向がある
⇒ ベッド上での排泄では残尿感がある可能性があるため、トイレ誘導を検討する

2 川崎市における高齢者虐待認定事例

(3) 心理的虐待

介護施設

利用者の希望や必要性を考慮せず、一方的に利用者をちゃん/君付け・呼び捨てで呼称した

ポイント

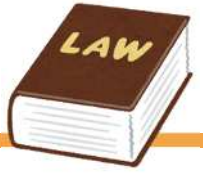
○虐待の意図の有無について

利用者を○○ちゃん/○○君と呼称することについては、子ども扱いするような呼称、立場の違いを強調するような呼称と考えられ、本人が許容している又は必要性がある場合等を除き、心理的虐待にあたるものと考えられます。

そのため、職員自身に虐待の意図はなく、むしろ利用者に親しみを持っていたとしても、当該行為が虐待になり得ることを理解し、事前に確認・検討を行う必要があります。

※事前に確認・検討を行った場合は、サービス担当者会議の議事録や、ケアプランに記載する等の方法で記録を残すとともに、すべての職員に周知してください。

3 市町村への通報義務について



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第21条（抜粋）

○養介護施設従事者等は、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

○養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

⇒施設の従業員以外でも、高齢者虐待を発見した者には、**市町村への通報義務**がある。

虐待の事実を知っていながら**報告・通報を行わなかった場合**、そのことをもって**処分が重くなる可能性がある**。

○養介護施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

⇒**通報窓口を周知する際は、通報者は保護される旨**を併せて周知する。

3 市町村への通報義務について

●養介護施設従事者等による虐待の通報窓口

相談・通報・届出窓口		電話番号
1	川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課	044-200-2910

●養護者虐待による虐待の相談窓口

相談・通報・届出窓口		電話番号
1	川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課高齢者支援係	044-201-3080
2	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課高齢者支援係	044-556-6619
3	中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課高齢者支援係	044-744-3217
4	高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課高齢者支援係	044-861-3255
5	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課高齢者支援係	044-856-3242
6	多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課高齢者支援係	044-935-3266
7	麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課高齢者支援係	044-965-5148

4 虐待防止等に関する減算について

令和6年4月から

○高齢者虐待防止措置未実施減算

(対象：居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除いた**すべてのサービス種別**)

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、**所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算**する。

基準を満たさない場合とは

- ・虐待の防止のための対策を検討する**委員会**を定期的を開催していない
- ・虐待の防止のための**指針**を整備していない
- ・虐待の防止のための**研修**を定期的を実施していない

※研修について、居住系サービス（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設）は**年2回**以上

これらの事実が確認された場合

- ・速やかに市に改善計画を提出した後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告
- ・事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、**利用者全員について**所定単位数から減算。

4 虐待防止等に関する減算について

○身体拘束廃止未実施減算

※★…令和7年3月31日までは経過措置に併い、適用されません。

(対象：(地域密着型)特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、★短期入所生活介護、★短期入所療養介護、★小規模多機能型居宅介護、★看護小規模多機能型居宅介護)

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、**所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算**する。

基準を満たさない場合とは

- ・やむを得ず身体拘束を行う場合の**記録**を作成していない
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会**を3月に1回以上開催していない
- ・身体的拘束等の適正化のための**指針**を整備していない
- ・虐待の防止のための**研修**を定期的の実施していない

これらの事実が確認された場合

- ・速やかに市に改善計画を提出した後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告
- ・事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、**利用者全員について**所定単位数から減算。



他の議題と一体的に運用する場合、**各内容を網羅できているか必ず確認してください。**

⇒議題が虐待防止のみor身体拘束のみに偏ってしまう等、運営指導で指摘される事例が増えています。

以上で終了です。ご清聴ありがとうございました。